

取扱区分：「公開」

令和5年第12回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)



令和5年11月10日(金) 10時00分

於：周南市役所 多目的室

令和5年第12回

周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和5年11月10日（金） 午前10時01分 ～午前10時33分

2 場 所 周南市役所 多目的室

3 出席者等

(1) 出席委員 18人

1番	林 俊 一	2番	歳 光 時 正
3番	野 村 邦 幸	4番	重 永 正 人
5番	佐 伯 伴 章	6番	笠 井 保 雄
7番	河 内 邦 雄	8番	藤 原 典 子
9番	佐 伯 信 治	10番	高 橋 恵
11番	秋 貞 啓 子	12番	藤 井 孝
13番	山 下 敏 彦	14番	瀧 山 美智子
15番	市 川 進	16番	有 馬 俊 雅
17番	兼 重 智	18番	田 中 榮 作

(2) 欠席委員 1人

19番 白 石 純 治

(3) 事務局職員 4人

局 長	中 山 浩 毅	次 長	杉 岡 清 伸
次長補佐	神 本 和 典	書 記	足 達 剛 志

(4) 傍聴人 なし

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議決事項

議案第52号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	5件
議案第53号	農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画の変更承認申請について	1件
議案第54号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	3件
議案第55号	農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消申請について	1件
議案第56号	農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定による意見の提出について	1件

第3 報告事項

報告第67号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について	11件
報告第68号	農地法第4条第1項第8号及び農地法施行規則第29条の規定による農地の転用の制限の例外としての届出について	1件
報告第69号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について	7件
報告第70号	農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について	3件
報告第71号	農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について	1件
報告第72号	相続税の納税猶予の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの証明について	2件
報告第73号	現況が農地でないことの証明等について	11件

中山事務局長

皆さん、おはようございます。

それでは、総会を開催いたします。

携帯電話につきましては、マナーモード、電源確認をお願いいたします。

次に、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は、19人中18人で、周南市農業委員会総会会議規則第9条の規定を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、19番・白石純治委員の1人で、周南市農業委員会総会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

恐れ入りますが、議案の正誤表を配付しておりますので、よろしくをお願いします。

また、議案等についての発言の際は、着席のままをお願いします。

それでは、議長よろしくをお願いします。

開会（午前10時01分）

議長（山下会長）

それでは、ただ今より令和5年第12回、周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会総会会議規則第25条第3項に規定された議事録署名委員は、議長より指名することに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議長より指名いたします。

9番・佐伯信治委員、10番・高橋恵委員のご両名をお願いいた

します。

議事日程第2、議決事項に入ります。

議案第52号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

1ページから2ページの議案第52号は、1議案5件です。

番号1番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田1筆の面積が1,521平方メートルで、申請譲受人の耕作地に隣接する農地です。

権利移動は、所有権移転で、譲渡人は高齢のため草刈り等の維持管理が困難になったため譲り渡すものです。

譲受人は、水稻を栽培するため譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

河内委員

7番河内委員

7番、河内です。

番号1番について補足説明をします。

去る10月12日、事務局職員と同行で現地調査をしました。

当日、申請人二人とも同行されました。

内容については事務局から説明があったとおりです。

譲渡人は高齢者で耕作距離も離れており、管理をすることも体力的にできないので譲り渡したいということでした。

譲受人は現在の耕作地に隣接する農地であり、譲り受けたいと

のことでした。

面積は1,521平方メートルであり草刈り等の管理がされた農地となっておりますが、営農計画書も添付されており、調査項目から見ても問題ないと思います。

以上で調査報告を終わります。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第52号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第52号、番号1番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第52号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第52号、番号2番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

番号2番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑2筆の面積が3,615.02平方メートルで、申請譲受人が購入する住宅の近隣の農地です。

権利移動は、所有権移転で、譲渡人は県外に居住しており維持管理が困難なため譲り渡すものです。

譲受人は、自己用としてキャベツ、タマネギ等の野菜や、ブドウ、ナシ、カキ等の果樹を作付けするため譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの

許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

河内委員

7番河内委員

7番、河内です。

番号2番について補足説明をします。

10月24日に、事務局職員と同行で現地調査をしました。

内容については、事務局の説明があったとおりです。

譲渡人は広島に住んでおられ、遠方で居住しているため耕作が困難で手放したいとのことでした。

譲受人は周東町に居住しておりますが、家を買って、近日中に周南市の勝間に引っ越しする予定とのこと、電話で確認をしました。

譲受人は以前から農業をしたいということで規模拡大を考えており、申請地が売却されるということとなり、購入することにしました。

申請地のうち1筆は、購入する家の近くで勝間駅より約300メートル東側にあり、面積は294平方メートルの畑で自家用の野菜を作りたいということでした。

もう1筆は勝間駅より約500メートル西側にあり、面積は3,405平方メートルの畑で、野菜、果樹、クリ、ブドウ、カキ等を作りたいとのことでした。

農機具等は保有しておられます。

調査項目にも当てはまっており、問題ないと思われま

す。以上、調査報告を終わります。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第52号、番号2番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第52号、番号2番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第52号、番号2番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第52号、番号3番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

番号3番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田1筆の面積が920平方メートルで、申請譲受人の耕作地に隣接する農地です。

権利移動は、所有権移転で、譲渡人は高齢のため耕作できなくなりこれまで譲受人に貸していた農地を譲り渡すものです。

譲受人は、今後も水稻を作付けするため譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

有馬委員

16番有馬委員

16番の有馬です。

番号3番について補足説明をします。

去る10月26日に事務局職員と現地を確認するとともに、同日現地近くに居住する譲受人とは自宅にて直接、地区外に居住する譲

渡人とは電話にて意思確認をしました。

現地は稲刈りが終了しており、きちんと管理されていました。

譲受人は当地を10年余り耕作していることや自宅に近いことから譲り受けることを希望されたとのことでした。

一方、譲渡人は地区外に住み高齢であることからどなたかに譲りたい希望があったとのことでした。

譲受人は当地周辺で水稻をされており、購入した農地でも引き続き水稻をされるとのことで、トラクター等の農機具も一式整備されています。

以上、特に問題はないと思われま。

よろしくご審議のほどお願いします。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第52号、番号3番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第52号、番号3番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第52号、番号3番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第52号、番号4番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

番号4番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑1筆の面積が370平方メートルで、申請譲受人の自宅に隣接する農地です。

議長 (山下会長)

中山事務局長

権利移動は、所有権移転で、譲渡人は身体的に農地の管理が難しく、後継者もいないため農地を譲り渡すものです。

譲受人は、自己用としてトマト、ナスなど野菜を栽培するため譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

佐伯伴章委員

5番佐伯伴章委員

5番の佐伯です。

番号4番について調査報告します。

10月27日、事務局職員、推進委員、農業委員で現地確認をしました。

現状は畑として野菜が色々植えてあり、きれいに手入れがされております。

譲渡人とは電話にて確認をし、ひとり暮らしになり今後維持管理が困難なため、畑の隣接者の方に譲りたいとのことでした。

譲受人とも電話確認となりましたが、家の隣地でもあり、今まで整備され、作付けも容易であるため、自家用野菜などを栽培したいとのことでした。

今後も農地として維持されると思われます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第52号、番号4番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第52号、番号4番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第52号、番号4番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第52号、番号5番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

番号5番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田2筆の面積が2,731平方メートルで、申請譲受人の耕作地に隣接する農地です。

権利移動は、所有権移転で、譲渡人は高齢のため耕作困難となり、後継者もいないことから譲り渡すものです。

譲受人は、経営規模を拡大し、ジャガイモ、タマネギ、ニンジン等を栽培するため譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

高橋委員

10番高橋委員

10番の高橋です。

番号5番について補足説明します。

10月26日に事務局職員と現地にて確認をしました。

なお、譲受人、譲渡人ともに電話にて確認しております。

現地は2年くらい前までは水稻を耕作されていましたが、譲渡

人が体調不良により耕作できなくなり、後継者もいないことから、現在は申請地を耕作されておりました。

譲受人は北部を中心に営農している法人で、申請地の一帯も耕作しており、申請地を譲り受けて規模拡大を図るものです。

既に、申請地を含む農地一帯に、サル、イノシシ対策の電気柵を設置しており、タマネギ、ジャガイモなどを耕作することです。

問題ないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第52号、番号5番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第52号、番号5番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第52号、番号5番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第53号「農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画の変更承認申請について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

3ページの議案第53号は1議案1件です。

それではご説明いたします。

本件は、令和2年12月10日付けの周南市農業委員会議案第41号番号1番として、継続審議の結果、令和3年1月12日の審議を経

て許可したものに関連します。

許可後に、コロナ等の影響により部材の納期が大幅に遅れ、工事着工ができなかったことから工事期間を令和6年2月29日までに変更したいとの申請です。

工期の変更についてはやむを得ないものと考えられます。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の議案第53号について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第53号について、採決を行います。

本件は、申請どおり事業計画の変更を承認とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第53号の事業計画の変更承認申請は、承認することに決定いたします。

続きまして、議案第54号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

4ページの議案第54号は、1議案3件です。

番号1番についてご説明します。

申請譲受人は、申請地を購入し、真砂土及び砂利15立法メートル、足場100枚、足場材・鉄筋450本を置くことができる資材置場と工事車輛11台分の駐車場を整備しようとするものです。

申請譲受人は、小規模な資材置場がありますが、受注工事が増加し、事業が拡大する見込みがあることから資材置場が必要であるとのことです。

譲渡人は、後継者もいないことから、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、徳山西高速自動車国道出口から南東約490メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

土地の代替性はなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

瀧山委員

14番瀧山委員

14番の瀧山です。

番号1番について現地確認をしましたので報告します。

10月26日に、事務局職員、推進委員と私の3人で現地確認をしました。

現状は、何年も耕作をされていませんでした。

10月30日に譲渡人の代理人に連絡をしましたところ、高齢でもあり、体調も芳しくなく、農業後継者もいないことから譲り渡すことにしたとのことでした。

譲受人は、現在、周南市内に資材置場を所有していますが、近年は受注が増えているため、用地を取得することにしたとのことでした。

申請地は国道にも近く、住宅地とは離れており、周辺の田畑とも離れていて営農活動にも支障が少ないと思われるということで取得を決めたそうです。

問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第54号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第54号、番号1番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第54号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第54号、番号2番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

番号2番についてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電設備を設置し、完成した太陽光発電所を電力会社に譲渡するために、申請地を購入し、パネル設置面積475.53平方メートル、パネル枚数184枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

この農地転用で太陽光発電設備を設置し、完成した太陽光発電所を電力会社に譲渡する方法は、既に県内の他の農業委員会で許可されているとのことです。

譲渡人は、高齢で、耕作維持が困難となったことなどから、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、熊毛高速自動車国道出入口から北西約390メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

歳光委員

2番歳光委員

2番、歳光です。

番号2番について補足説明します。

10月25日に事務局職員と私と推進委員の3名で現地調査を行いました。

申請地などは事務局の説明のとおりで、977平方メートルの土地に太陽光パネル184枚、パワーコンディショナー10台、発電出力49.5キロワットのソーラー施設の設置をしようとするものです。

譲渡人は高齢になり、所有する農地の耕作維持が困難になり、今回売買による農地法第5条許可申請が出されたものです。

また、付近のソーラー施設も多く、調査項目に従い調査を行いました但し問題ないと思われま

よろしくご審議をお願いし、報告を終わります。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第54号、番号2番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第54号、番号2番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第54号、番号2番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第54号、番号3番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

番号3番についてご説明します。

申請譲受人は、使用貸借によりに自己用住宅として、住宅の建築面積107.43平方メートルを建設しようとするものです。

譲渡人は、譲受人の申出により無償で貸そうとするものです。

申請地は、周南市熊毛勤労者総合福祉センターから南西約460メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図等は配付資料のとおりです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

河内委員

7番河内委員

7番の河内です。

番号3番について補足説明をします。

10月24日、事務局職員と同行で現地調査をしました。

また後日、譲渡人に会い確認しました。

内容については、事務局から説明があったとおりです。

譲受人は妻の実家の付近に住宅を建設したいと思い土地を探していたところ、義父名義となっている土地を使用貸借で借りることになったとのことです。

申請地は周南市熊毛勤労者総合福祉センターから約460メートルで、田311平方メートルの土地に約107平方メートルの自己用住宅を建てる計画です。

60センチメートルの盛土を行い、周囲はブロック積ということですので。

下水は公共下水を利用するとのことですので。

調査結果、項目をチェックリストに合っており、問題ないと思われます。

以上、調査結果の報告を終わります。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第54号、番号3番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第54号、番号3番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第54号、番号3番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第55号「農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消申請について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

5ページの議案第55号は1議案1件です。

それではご説明いたします。

本件は、令和5年7月10日付けの周南市農業委員会議案第37号番号6番として、審議を経て許可したものに関連します。

許可後に地盤調査をした結果、土砂崩落のおそれがあることなどが判明したことから、本計画を断念するというものです。

まだ、契約完了前であり、所有権は移転していないとのこと、このことは、登記の全部事項証明書で確認しております。

議長（山下会長）

現地は、配付資料のとおり、農地のままの状態です。

許可処分の取り消しが適当と考えられます。

以上でございます。

ただ今の議案第55号について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第55号について、採決を行います。

本件は、申請どおり許可処分を取り消すことについて、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第55号の許可処分の取消申請は、許可処分を取り消すことに決定いたします。

続きまして、議案第56号、「農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定による意見の提出について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

6ページの議案第56号は、農業委員会等に関する法律第38条第1項に規定する農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見（案）として、別紙の「令和6年度に向けた農地等利用最適化推進施策に関する意見書」をまとめましたので、本意見を周南市長へ提出することにつきまして、ご審議を求めるものです。

意見書を作成するに当たって、委員の皆様には、8月の委員全員協議会で、市への施策の改善意見等の提出をお願いし、農地利用最適化推進委員の皆様にも、郵送にてご意見等の提出をお願いいたしました。

その結果、皆様から1件のご意見をいただきました。

また、6月には同様に、山口県農業会議が実施する農地等利用適

正化推進施策の改善に関する意見の取りまとめに対応して、国・県への施策の改善意見等の提出をお願いしましたが、2件のご意見等をいただきました。

これらの意見等は、今回まとめた意見の中に反映させていただきました。

意見の全体の構成は、1「担い手への農地利用の集積・集約化」、2「遊休農地の発生防止・解消」、3「新規参入の促進」、4「その他」に分類し、それぞれに数項目の意見を掲げ、全体では17項目の意見としております。

なお、市長への提出は、11月22日を予定しております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の議案第56号について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

なお、意味の変わらない「てにをは」のような簡易な修正については、会長にご一任をいただきたいと思います。

このことを踏まえ、議案第56号について、採決を行います。

承認することに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第56号は、承認することに決定し、市長へ意見を提出いたします。

続きまして、議事日程第3、報告事項に入ります。

報告第67号「農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

7ページから9ページの報告第67号は、農地等を相続等により所有権移転した旨を農業委員会に届出するもので、今回は11件で

す。

内容は記載のとおりで、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第67号を終わります。

続きまして、報告第68号「農地法第4条第1項第8号及び農地法施行規則第29条の規定による農地の転用の制限の例外としての届出について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

10ページの報告第68号は、許可は要しないとされているもので、農業委員会に文書を提出していただいているものです。

今回は農地法施行規則第29条第1号に規定された農業用施設への転用の1件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理致しましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第68号を終わります。

続きまして、報告第69号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

11ページから12ページの報告第69号は、市街化区域内にある農地を、あらかじめ農地等の所有者及び転用事業者が農業委員会に届け出て、農地等以外のものに転用するため、農地等の権利移動をするもので、許可は不要とされています。

今回は、7件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第69号を終わります。

続きまして、報告第70号「農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

13ページから14ページの報告第70号は、許可は要しないとされているもので、農業委員会に文書を提出していただいているものです。

今回は、3件で、農地法施行規則第53条第15号に規定された周南市が行う河川災害復旧工事のための一時転用でございます。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第70号を終わります。

続きまして、報告第71号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

15ページの報告第71号ですが、農地所有適格法人は、農地法第6条第1項及び農地法施行規則第58条の規定により、毎年、事業の状況などを事業年度終了後3か月以内に農業委員会に報告しなければならない、とされているもので、今回は1件です。

添付書類も完備されており、農地所有適格法人としての農地法第2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件を満たしておりますので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第71号を終わります。

続きまして、報告第72号「相続税の納税猶予の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの証明について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

16ページの報告第72号は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により相続税の納税猶予の適用を受ける農地等について、農業経営を引き続き行っていることの証明願いがあったもので、今回は2件です。

内容は記載のとおりで、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地を確認いたしました。

添付書類も完備されており、事務局長専決により証明いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第72号を終わります。

続きまして、報告第73号「現況が農地でないことの証明等について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

17ページから19ページの報告第73号は、周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領の規定に基づき、非農地証明願の提出による非農地証明書交付の申請を受け、農地台帳等で事前調査の上、

農業委員及び農地利用最適化推進委員 3 人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員 3 人の協議により申請地が農地に該当するか否かの判断をし、その結果により非農地証明書等を交付したので、同要領第18条の規定により報告するもので、今回は11件です。

非農地判断の結果、すべて非農地であると決定し、非農地証明書を交付しました。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第73号を終わります。

これを持ちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしましたので、令和5年第12回、周南市農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

閉会（午前10時33分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し議長及び署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和5年11月10日

周南市農業委員会

議長（会長） 山 下 敏 彦

署名委員 佐 伯 信 治

署名委員 高 橋 恵